

## 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」）に関するQ&A

### 1. 経常JVと特定JVの違いは何ですか？

経常JVとは、中小建設業者が継続的な提携を結び、経営力・施工力等を高めるために結成するもので、解散されることなく継続的に運営されるものです。入札参加資格者申請を経て、おいらせ町入札参加資格者名簿に登載され、入札に参加する場合は、経常JVとして参加できますが、その構成員である業者が単体として、入札参加できなくなります。

特定JVとは、大規模かつ技術的難易度が高い特定の工事の施工を目的として、結成されるもので、有効期間は、落札しなかった場合は、当該工事の契約締結日、落札した場合は、工事完成後3か月を経過した日までとなります。特定JVとしては、町入札参加資格者名簿に登載はされませんが、構成員は、おいらせ町入札参加資格者名簿に登載されている必要があります。また、特定JVは指名競争入札には参加できず、一般競争入札のみ参加が可能ですが、その構成員は、特定JV結成中でも他の入札に参加できます。

### 2. 特定JVが参加対象になる工事は何ですか？

参加対象になる工事は、設計額が概ね2億円以上の建築一式工事のうち、おいらせ町入札適正執行委員会で審議した結果、特定JVを参加させることとなった案件です。対象となる場合は、条件付き一般競争入札の公告で示します。

### 3. 特定JVの構成員の要件はありますか？

おいらせ町入札参加資格者名簿への登載のほか、建設業許可の営業年数が5年以上あること、監理技術者を専任配置できること、同じ工事の入札に参加する他の特定JVの構成員ではないこと、工事ごとに付く条件に当てはまる等、具体的には入札公告で示します。全ての要件に該当する業者が結成できます。

### 4. 特定JVの構成員になれる「条件」とは、どのようなものですか？

構成員及びその代表者の経営審査事項の総合点や格付け等級、地域要件、特定JVの構成員の業者数などを入札公告で示します。

### 5. 特定JVを結成するときの手続きはどうすればいいですか？

「特定建設工事共同企業体協定書」及び「他の構成員から代表者への委任状」を提出期限までに財政管財課に提出してください。参考様式を町ホームページからダウンロードして使用してください。

## 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」）に関するQ&A

### 6. 特定JVが参加できる入札には、単体業者も参加できますか？

現状では、単体業者のみか特定JVのみのどちらかを想定しています。

### 7. 特定JVを結成する場合、現状の公告期間（14日程度）では短すぎるので、公告期間を長くできませんか？

建設業法施行令第6条に定める見積期間と、特定JVの結成に向けた調整期間を考慮して設定したいと思います。